

◆規 約

第1条（名称・所在地）

本倶楽部は、有限会社ライフタイムスポーツデザイン研究所傘下の「ジュネススポーツ倶楽部」と称し、名古屋市東区東大曽根町 29 番 11 号に事務所を置きます。

第2条（目的）

本倶楽部は、主として自発的なスポーツ活動を通して、スポーツの技能技術を高め、日常生活の中でスポーツを楽しみ、会員の健康・体力の維持、増進と相互の親睦を図り、明るく豊かな生活の実現に資するとともに、地域スポーツの普及振興に寄与することを目的とします。

第3条（事業）

本倶楽部は、定期的にスポーツ活動を行い体育の基本的な技能技術の指導を行うとともに、研究会や講習会、また各種のスポーツ、レクリエーションの行事の開催、各記録会や競技会への参加など、本倶楽部の目的達成のために必要な事業を行います。

第4条（事業年度）

本倶楽部の年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わります。

第5条（入会資格）

本倶楽部の入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。

- 各教室において別途定める資格を満たすこと。
- 本倶楽部の定めるカリキュラムに堪え得る健康状態であることを、本倶楽部に申告すること。
- 本規約に了承いただくこと。

第6条（入会・継続手続）

本倶楽部に入会・継続するためには、所定の申込方法により手続を行い、本倶楽部が認めた場合に会員となります。

尚、審査の内容は開示されません。

第7条（個人情報保護）

本倶楽部の保有する会員の個人情報は、本倶楽部の運営目的※以外に利用したり、同意なく第三者に情報を提供することはありません。

※指定金融機関へのデータ提出・保険関係への書類提出・グラウンド確保または使用時・その他施設等への名簿提出・当社に関するお問い合わせ等への対応

第8条（諸費用）

- 各教室ごとの月会費を含む諸費用（以下「諸費用」という）は別に定めます。
- 月会費は、隔月（偶数月）10 日に所定の方法により納入するものとします。
- 納入された諸費用は法令の定め、または本倶楽部が認める理由がある場合を除き返還は致しません。

第9条（保険料）

会員は、入会の月日に関わりなく保険料は各教室規定額を納め、効力はその該当年度内とします。

第10条（指導日時と開催回数）

会員は、定められた曜日、時間に指導を受けることができます。また、年間の開催回数は 38 回を下らないこととします。※教室により変わる

第11条（指導内容）

本倶楽部の定めるカリキュラムに基づき、年齢、技能技術、各クラスなどに応じて指導内容を定め指導します。

第12条（休会と退会）

会員は、休会又は退会をしようとする場合には、別に定める休会・退会届に必要な事項を記入し、前月末日までに提出するものとします。

但し、休会の場合は別途休会費が必要です。

- 休会届の有効期限は 1 ヶ月以内とします。但し、1 ヶ月を超える場合は変更しなければなりません。
- 届け出がなく、2 ヶ月以上休んだときには退会したものとします。

第13条（会員証）

会員には、会員証およびスポーツ手帳を発行します。但し、一部の教室を除きます。

第14条（教室の中止）

本倶楽部は、次の各号のいずれかにより教室を開催することが困難またはすべきでないと判断するときは、中止することができます。その場合は法令の定め、または本倶楽部が認める理由がある場合を除き、諸費用の支払い義務が軽減され、または免除されることはありません。

- 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったとき、またはその恐れがあるとき。
- 社会情勢の著しい変化があったとき、またはその恐れがあるとき。
- その他、本倶楽部が教室開催することが困難または開催すべきでない事情が生じたとき、またはその恐れがあるとき。

第15条（厳守事項）

会員は、次の事項全てを守らなければなりません。

- 会場内では指導員の指示に従い、ルールを守りマナーを良くすること。
- 秩序とチームワークを守り、本倶楽部の目的に沿うよう努力すること。
- 本倶楽部の合理的な指示・指導に従うこと。

第16条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合はその資格を失います。

- 本規約違反
- 退会
- 除名
- 死亡
- 本倶楽部の解散

第17条（責任事項）

本倶楽部は、次の事項について責任を負います。

- 会場内で発生した盗難、負傷などについて本倶楽部は一切責任を負いません。但し、本倶楽部側に責任があると認められた場合は、損害賠償の責を保険内において負うこととします。
- 入会するとき又は利用するときは、本人及び保護者が健康管理に責任を持つこととし、持病や指導中での病気などに対して本倶楽部は一切責任を負わないこととします。

第18条（改正）

本規約の改正、変更は、本倶楽部が定めるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

第19条（発効）

この規約は、2024 年 1 月 1 日より発効します。